

近 着 文 献 紹 介

図 書 資 料 部

International Bank for Reconstruction and Development, *The economic development of Papua and New Guinea*, Johns Hopkins Press, 1965, 402, 24, 19 p.

世界第2の大島ニューギニアは、われわれにとって未知の世界である。そこは未開発の地域であり、その経済はまことに原始的である。この地を、オーストラリア政府の要請をうけた世界銀行の調査団が調査した報告書が本書である。一行10名の現地調査は、1963年の6月から9月にかけて行なわれた。

このニューギニア島の西半部（面積約41万平方キロ、人口約70万人）は、いわゆるイリアン・パラットで、1963年5月から、暫定的にインドネシア共和国の管轄下にある。1969年に改めて住民投票によって、その帰属が決定されるはずだ。島の東半部が、この調査の対象となったパプア・ニューギニア地域である。北部のニューギニアは国連からオーストラリアに統治を信託されており、南部のパプアはオーストラリア領である。

報告書は、現地住民の生活水準と自治能力の向上のため、つぎの三つが必要であると述べている。(1)効果の上がる地域に対して、開発努力を集中する。(2)向上の目標は、地域の諸条件に即したものとす。(3)開発のための財源はひろく求め、オーストラリア政府の補助金のみに依存せぬこと。

本文は、(1)概況、(2)経済開発計画、(3)農畜林水産、(4)第2次産業、手工業、観光、鉱業、動力、(5)運輸通信、(6)労働力と教育、(7)保健、住宅、(8)開発財政と金融の8章からなり、さらに付録24ページ、付属統計19ページを収めてある。

その各章ごとに具体的な提案と勧告が明示され、所要計画事業の内容とその投資額があげられている。(坂田)

Columbia Univ., School of Law, *Public international development financing in India*, New York, 1964, 256 p. (Report no. 9)

コロンビア大学法律学部は国際法律研究計画の一環として前に W. G. Friedmann and G. Kalmanoff ed., *Joint international business ventures*, New York, 1961 を

公にしているが、ついで低開発諸国側に重点をおいて公的国際開発融資の制度的諸側面の調査4カ年計画を遂行中である。そしてすでに東アフリカ（ケニア、タンガニカ、ウガンダ）、トルコ、イスラエル、タイ、コロンビア、セネガル、チリ各国に対する公的国際開発融資、主要援助供与国側の融資方法と政策に関する8調査報告書があり、本書はその第9集としてインドを対象としたものである。ここに用いられる公的国際開発融資（public international development financing）には厳密な定義は与えられていないが、民間投資および民間機関の贈与・借款を除く外国および、公的国際機関の援助と考えられる。

内容は、初めにインドの政治と経済計画を略述したあと、対インド経済援助の規模と性格、戦後援助の沿革、対インド債権国会議の機能と実績、各国別の対インド援助（アメリカ、西ドイツ、イギリスおよびその他11カ国、ソ連および東欧諸国）、国際機関の援助（国連、世銀、第二世銀）を包括的に分析する。そしてこれらの援助利用のためのインド国内の工業融資機関の代表的なもの、すなわち工業金融公社（IFC）、工業信用投資公社（ICICI）、国家小規模工業公社（NSIC）の機能を論じている。

最後に、過去および将来においてもインド経済の高成長を達成するには外国援助が重要性をますという前提から、援助供与源の変化、援助形態と債務、「ひも付き」援助、プロジェクト援助、受入れ側としては公共部門企業か民間企業か、援助利用行政の諸問題について結論を述べている。

なお、この調査に参加した主要メンバーは R. K. Hazari（ボンベイ大学）、S. D. Mehta（国連アフリカ経済委員会顧問）、R. F. Meagher（コロンビア大学）で、本報告書編さんの責任者は G. Kalmanoff（コロンビア大学）である。（浜口）

E. L. Wheelwright, *Industrialization in Malaysia*, Melbourne University Press, 1965, 153 p.

本書は、オーストラリアの経済学者である著者が現地

での知識と豊富な資料を基として、マラヤ連邦およびシンガポールがそれぞれ1957年および1959年独立以来遂行してきた工業化政策を分析したものである。

第1章では、工業化計画の基盤である第2次産業の独立当初における構造を概観し、第2～3章では、工業化に対する各種の勧告と、その具体化である工業化政策の実際を述べる。第4章では、工業化政策の効果を雇用生産および輸入代替の3点から評価し、第5章では、工業化政策全体における問題点を指摘している。最後の第6章は、マレーシアの新生に伴う各州間の統合調整の問題にふれている。

本書は、T. H. Silcock & E. K. Fisk ed., *The political economy of Independent Malaya*, 1963に収められた著者の論文、“Industrialization in Malaya”を、その後におこったマレーシアの誕生という新事態に即して改訂したものであるが、マレーシアの工業化の過程と実体を客観的に知るには、現在における最も有用な調査書の一つである。とくに、第5章における政策の批判および別掲された各種の表は、実務家にとっても貴重な資料となる。 (阪田)

Naseem Ahmad & Ernst Becker, *Entwicklungsbanken und Gesellschaften in Tropisch-Afrika*, Berlin, Springer, 1964, 86 p. (IFO-Institut für Wirtschaftsforschung, Afrika-Studienstelle. Afrika-Studien. Nr. 1)

1961年春に、Fritz Thyssen 財団の援助により IFO 経済研究所 (München) に、アフリカ研究センターが設けられた。本書は、その「アフリカ研究叢書」の第1巻に当たり、熱帯アフリカ諸国の経済開発における開発機関の活動と役割を述べたものである。本文は、5部に分かたれる。「A. 開発銀行・機関の全般の特徴」では、それらの起源・資本と担い手・法的形態・活動範囲・活動方法について、全般的に述べる。続いて、「B. フランス圏の開発諸機関」、「C. 英連邦圏の開発諸機関」、「D. その他熱帯アフリカ諸国の開発諸機関」として、国別に「フランス海外中央銀行」等具体的かつ個別に、当該地域の諸機関を取り上げ、それらの組織・活動状況等について概観していく。最後に、「E. 結論——組織的開発の新傾向」で、せっかく発足した「アフリカ開発銀行」等諸機関の基礎が、アフリカ諸国の経験不足、ナショナル・インタレスト、旧宗主国の影響等から揺らぎはじめていることを指摘する。そして、効果的活動のためには、これらの困難を克服し、アフリカ諸国が独自の考え方を発展

せしめ、国境を越えた多数国家による開発機関の組織および発展により、主要産業の成長のための条件を整備するべきだとしている。巻末に、93にのぼる諸開発機関について、それぞれ名称・設立年・形態・資本構成・業務内容等を略述したものが、30ページにわたり収められている。(福沢)

Malawi Government, *Development plan 1965~1969*, Zomba, 1964, 20 p.

マラウィ (旧称ニアサランド) 独立 (1964年) 後の最初の開発計画。ニアサランド時代の末期にも、1962年から65年までの開発計画があったが、当時はローデシア・ニアサランド連邦 (中央アフリカ連邦) の一構成地域であったために、連邦政府管掌事項である幹線道路、電力開発、保健衛生活動などは含まれていなかった。新計画は計画期間を3年間から5年間にのばし、プロジェクト別の詳細な計画は含まれていない。

計画の主要な重点は、(1)増大する人口による消費増加、輸出増加をまかなうための農業生産の拡大、(2)輸送費を削減し農産輸出品の国際競争力をまず観点から国内交通の改善、(3)熟練労働力創出のための中等教育施設の拡充、(4)民間工業部門の奨励の4点におかれている。農業生産では、1970年までにタバコ50%増、綿花100%増、落花生50%増を目標としており、総支出の25%が道路交通改善に予定されている。(中村)

Jamaica Ministry of Development and Welfare, Central Planning Unit, *Five year independence plan 1963-1968; a long term development programme for Jamaica*, Kingston, 1963, 240 p.

ジャマイカ独立 (1962年8月) 後、初めて作成された計画書。資源の開発、人口増加とその対策、広範囲な職業の開拓等を骨子とする「長期開発計画」の第1期として1963/64年から1967/68年までをカバーする計画書である。開発・厚生省中央計画局が中心となって作成した。内容は5部にわかれ第1部「ジャマイカ概観」、第2部「基本問題」では、人口問題、経済問題、社会開発と統合の問題にそれぞれ現状分析を行ない、第3部「政策、計画、目標」では、現状分析によって指摘された問題解決のための基本政策、計画、そして当面の目標について展望を示し、第4部「部門別計画」では、行政 (地方行政を含む)、金融、農業、土地改革、貿易、工業、建設、公共事業、電力、運輸通信、社会福祉、公衆衛生、教育等の計画が記述されており、他に政府出資による「Herker's

Hall 多目的貯水池計画「Sandy Gully 排水計画」が特別計画として立案されている。そして第5部「財政」付録として計画年度内の計画別、各省別支出統計表およびジャマイカ政府機構図が付されている。

独立前の計画(1957~62年)に比較すると、計画支出総額は4290万ポンドから9140万ポンドに約倍増しており、社会活動に関する支出が全体の50%以上を占めており、経済活動支出は約40%である。(山田)

United Nations. Economic Commission for Asia and the Far East, *Regional economic co-operation; report of the Ministerial Conference on Asian Economic Co-operation*, Bangkok, 1964, 77 p.

アジアにおける地域的経済協力の問題は従来からエカフエの場で検討されていたが、1963年3月の第19回エカフエ総会で決議第45として採択され、具体性をもつ問題としてとりあげられることになった。この決議に基づいて同年10月専門家グループによる準備会議がもたれ、同年12月マニラで各国閣僚や政府高官によるハイ・レベルの会議が開かれた。本書はその報告書で、議事日程、参加者リストをはじめ準備会議の報告、地域的経済協力の方法に関する各国代表の声明、会議によって採択された決議等が収められている。

ウ・ニュン・エカフエ事務局長の挨拶にもあるように、エカフエ諸国はそれぞれ異なった政治的経済的背景をもち、それが経済協力を非常に困難なものにしているが、しかしそれゆえにこそ地域的経済協力は特別の緊急性をもってあらわれている。この会議はそれまでの課題を実行に移す第一歩となったという意義のほかに、翌年開かれた国連貿易開発会議の前段階としてエカフエ諸国がかねらの見解や要求を公式に表明する唯一の機会であったという点からも意義深いものといえよう。

この会議において、地域的経済協力を実現させるためにつぎの諸点に関する特別委員会を設置し、具体的な調査研究を行なうことが決定された。(1)エカフエ諸国間の貿易自由化、輸入制限の撤廃、関税の引下げ、(2)1次産品輸出の拡大と安定、(3)地域内およびそれに準ずる地域ベースでの工業プロジェクトの設定、(4)アジア開発銀行の設立、(5)海上運賃の合理化および海上輸送施設の調整、(6)航空輸送施設の調整。(渡辺)

Leland L. Johnson, *The course of U. S. private investment in Latin America since the rise of Castro*, Santa Monica, Calif., The RAND Corp., 1964, 38 p.

この小論は、同じく RAND Memorandum として出版された、著者の対ラテン・アメリカ民間投資に関する報告に続くものである。

1959年のキューバ革命以後、ラテン・アメリカに対するアメリカの純直接投資は大幅に減少し、「進歩のための同盟」において設定されたアメリカ民間投資の目標額年間3億ドルの達成が危ぶまれている。しかし、1950~59年と1960~62年の投資額を分析した場合、製造業への投資はむしろ増大しており、さらに、総額においても、証券投資、企業の不分配所得を考慮に入れるならば、全体として、むしろ増加の傾向にある。これは、AIDによる投資保障制度の拡大、企業活動の多様化による危険分散などによるものである。

以上の統計的分析から、3億ドル達成のためには、アメリカ政府は、アメリカからの純直接投資のみにこだわらないこと、企業の多面的な投資活動を考慮すること、政府援助と民間投資の相互作用に留意すること、などを通じて、単に量的な水準達成によることなく、実質的な民間投資の増大を指向する政策をとることが必要である。(小坂)

E. I. Nwogugu, *The legal problems of foreign investment in developing countries*, Manchester Univ. Press, 1965, 25, 320 p.

低開発諸国の経済発展は外国民間資本の投資とその保護(補償)により行なわれるという見地から、投資分野における法——投資・被投資国の国内法、国際法、条約等——は、投資関係者の権利と利益を規定しなければならないことを種々の法律、政府声明、国際法、条約、国際機関の事例を豊富に引用しながら論じている。

内容は全体として3部10節から構成され、総論にあたる第1部では海外民間資本の投資阻害要因としての資本受入れ国側の企業関係法、労働法等による各種制限と資本供給国側の問題としての国際二重課税等を扱っている。

本論にあたる第2部「投資の保護と奨励の法的方式」では投資資本の保護による投資奨励について、その前半部分において投資国・被投資国双方の現行保護・奨励法の実際を、後半部分において条約——双務・片務——と国際機関の例を数多く取り上げ紹介し、民間資本投資は特に国際法に投資関係者の権利につき明確な規定を設けることにより初めて安心してなされることを述べている。第3章では投資家の救済について国際司法裁判所、仲裁の方法、制裁の問題を扱い、最後に付録として「西ドイ

ッ・パキスタン間投資促進・保護条約」および「OECD 外国財産保護に関する協定草案」が収められている。

海外投資の法的問題については W. G. Friedmann, *Legal aspects of foreign investment*, 1959 が国別で問題を扱っているのに対し、本書は事項別にまとめられたものであり、特に投資家の保護による投資奨励について扱われたものである。著者はナイジェリア人でナイジェリア最高裁判所の法廷弁護士。(加藤)

John J. Carroll, *The Filipino manufacturing entrepreneur*, Ithaca, Cornell University Press, 1965, 230 p.

著者は Ateneo de Manila 大学の社会学、人類学の準教授。かれは組織的に、1960年に100人以上の労働者を雇用する製造業関係企業のフィリピン人創業者および創業に緊密な関係のある人々100人余とインタビューした。そのインタビューに基づいた本研究は企業家の経済的および社会的歴史、戦後のフィリピン経済の中で企業を設立し、指導し、経営してきた過程や方法、企業家や家族の社会的素性、事業を始める以前の経歴等、経済史的研究を社会学的手段を併用して調査した。かれは企業家の背景における経済および社会的要素の関係についての理論的見解を披瀝し、企業発展におけるこうした形態の強さと弱さを分析する。また企業の発展や技術的変化におけるデータも含まれている。内容を紹介すると1章「序」は社会変化の担い手および所産としての企業家、企業家の理論的および経験的定義について述べ、2章「フィリピンの背景」はアメリカ植民地化以後1960年までの経済史的背景を論ずる。3章「企業家の一般的特質」では企業家の種族・言語、出身地、宗教などの特質を、4章「産業、職業および社会経済的背景」では祖父の世代以降の職業的背景をとりあげる。5章「社会構造と企業家、企業家創出過程の諸問題」で教育、結婚、社会移動との関連性を問題にし、6章「企業家活動」では企業自体の発展、技術的変容について論じている。7章「結論」は調査結果を全般的に説明し、理論や政策との諸関係を論じている。付録として調査方法・データ収集方法の説明、インタビュー項目表を収録。(柳)

Clair Wilcox, *The planning and execution of economic development in Southeast Asia*, Harvard University, Center for International Affairs, 1965, 37 p. (Occasional papers in international affairs No. 10)

今日、ほとんどの低開発国が経済発展のための計画な

るものを作成し、実施している。しかし、一概に計画といってもその意味するものは国によって著しく異なっている。公共部門の投資計画の単なるリスト・アップにすぎない計画もあれば、公共部門・民間部門の双方を含み、国民経済全体としての収支のバランスを考慮した綿密な計画もある。また、設定された目標をみても、その数字がかなり現実性を帯びている場合とまったく達成不可能に思われる場合とある。

本書は、このような問題を特に、東南アジア8カ国(インドネシア、南ベトナム、ラオス、カンボジア、フィリピン、タイ、マレーシア)を対象にして検討したものである。叙述の順序として、まず最初に著者は経済計画作成・実施モデルなるものをかけ、つぎに各国の実際の検討に移りその特色や相違を浮彫りする。(村野)

Inter-American Development Bank, *Proposals for the creation of the Latin American common market*, Washington, 31 p. (Mimeographed)

この提案は1965年1月のチリ共和国大統領 Eduardo Frei の要請に応じてラテン・アメリカの4人の指導的論客が共同執筆したラテン・アメリカ共同市場促進のための指針である。4名の論客とは、ラテン・アメリカ経済社会計画研究所長 Raúl Prebisch、国連ラテン・アメリカ経済委員会事務局長 José Antonio Mayobre、全米開発銀行会長 Felipe Herrera、「進歩のための同盟」全米委員会議長 Carlos Sanz de Santamaría である。

内容は、(1)経済基盤の規模拡大の必要性、(2)統合政策(貿易政策、域内投資政策、通貨・金融政策)、(3)統合制度のためのその他の勧告(互恵主義の原則、比較的遅れた国々、保護および再調整、ラテン・アメリカ企業奨励の問題)、(4)共同市場の法制的手段(各国大臣会議、執行委員会、ラテン・アメリカ議会、域内投資促進措置、調停手続き)、(5)結論。

なお、メキシコの国立外国貿易銀行月刊誌 *Comercio Exterior de México* の第11巻第5号(1965年5月)の supplement にもこの全文が掲載された。(三宅)